

横浜地裁総第539号

令和3年5月6日

山中理司様

横浜地方裁判所長 團藤丈士



司法行政文書の開示についての通知書

3月29日付け（同月31日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり情報を提供することとしましたので通知します。

記

1 提供する司法行政文書の情報

「令和3年度横浜地方裁判所及び横浜地方裁判所管内簡易裁判所の裁判事務の分配，裁判官の配置，裁判官に差し支えのあるときの代理順序等を定める規程」の別表1の(1)及び第2の(1)（本庁民事部及び本庁刑事部の裁判官配置が記載されているもの）（4月1日以降の最新版）（片面で3枚）

2 提供の実施方法

写しの送付

別表第1の(1) (本庁民事部)

部	裁 判 官	開 廷 日 割
第1民事部	(総) 裁判長 判 事 岡 田 伸 太 判 事 柵 木 澄 子 (特) 判 事 補 山 田 裕 章 判 事 補 西 村 有 紗	月 水 金
第2民事部	(総) 裁判長 判 事 嶋 末 和 秀 判 事 西 村 英 樹 判 事 北 村 久 美 判 事 補 金 井 優 憲	月 火 水 金
第3民事部	(総) 裁判長 判 事 大 竹 優 子 判 事 増 永 謙 一 郎 判 事 平 田 晃 史 判 事 高 橋 心 平 (特) 判 事 補 秋 田 純 (特) 判 事 補 吉 田 那 奈 (常填補) (特) 判 事 補 織 本 も な み (特) 判 事 補 馬 渡 万 紀 子 判 事 補 大 島 奈 々 絵	月 火 水 木 金
第4民事部	(総) 裁判長 判 事 関 口 剛 弘 判 事 島 田 英 一 郎 判 事 香 川 礼 子 (特) 判 事 補 内 村 祥 子 (特) 判 事 補 石 川 舞 子 判 事 補 高 畑 輝	月 火 水 木 金

第5民事部	(総) 裁判長 判 事 山 田 真 紀 判 事 池 田 弥 生 判 事 國 井 香 里 (特) 判 事 補 高 橋 安 紀 子 判 事 補 早 見 元 輝 判 事 補 藤 本 拓 大	火水木金
第6民事部	(総) 裁判長 判 事 角 井 俊 文 判 事 佐 野 義 孝 判 事 郡 司 英 明 判 事 藤 原 和 子 判 事 補 鈴 木 章 太 郎	月火水木金
第7民事部	(総) 裁判長 判 事 新 谷 晋 司 判 事 堀 内 有 子 判 事 林 啓 治 郎 判 事 酒 井 智 之 (特) 判 事 補 酒 井 絢 子 (特) 判 事 補 小 久 保 珠 美	月火水木金
第8民事部	(総) 裁判長 判 事 浦 野 真 美 子 判 事 山 田 健 男 判 事 葛 西 功 洋 判 事 補 村 上 ゆ り あ	火 木 金
第9民事部	(総) 裁判長 判 事 高 官 健 二 判 事 坂 本 浩 志 (特) 判 事 補 三 坂 歩 判 事 補 浅 野 雄 一 朗	月火水木金

一部改正 (3. 1.16施行・令和3年規程第 2号)

一部改正 (3. 3. 8施行・令和3年規程第 3号)

一部改正 (3. 3.25施行・令和3年規程第 4号)

一部改正 (3. 4. 1施行・令和3年規程第 6号)

別表第2の(1) (本庁刑事部)

部	裁 判 官	開 廷 日 割
第1刑事部	(総) 裁判長 判 事 家 令 和 典 判 事 橋 本 健 判 事 大 西 惠 美 判 事 補 増 田 雄 太	月火水木金
第2刑事部	(総) 裁判長 判 事 青 沼 潔 判 事 角 谷 比呂美 判 事 補 蓼 沼 佑 一	月火水木金
第3刑事部	(総) 裁判長 判 事 景 山 太 郎 判 事 渡 邊 史 朗 判 事 田 中 結 花 判 事 梅 本 友 美 判 事 補 鈴 木 新 星	月火水木金
第4刑事部	(総) 裁判長 判 事 奥 山 豪 判 事 中 山 登 判 事 補 北 川 斉 佳	月火水木金
第5刑事部	(総) 裁判長 判 事 中 山 大 行 判 事 児 島 章 朋 判 事 補 竹 内 久美子	月火水木金
第6刑事部	(総) 裁判長 判 事 鈴 木 秀 行 判 事 野 村 充 判 事 補 茂 木 明	月火水木金

一部改正 (3. 1.16施行・令和3年規程第2号)

一部改正 (3. 3.25施行・令和3年規程第4号)

一部改正 (3. 4. 1施行・令和3年規程第6号)